

報道関係者 各位

令和8年10月29日

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 中嶋 智成

地方労働基準監察監督官 牧野 陽子

電話 052-972-0253

愛知労働局長訪問による働き方の見直しに向けた取組 に係る協力要請 ～愛知県社会保険労務士会 市川孝友会長に直接要請！～

くちら しゅんじ

愛知労働局（局長 久知良 俊二）では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として過重労働解消キャンペーンを実施し、その一環として、県下の労使団体に対して、働き方の見直しに向けた取組と「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組に関する協力要請を行うことといたしました。

上記を踏まえ、愛知労働局では、愛知県社会保険労務士会に対して、下記のとおり協力要請を行うことといたしました。

記

1 訪問日時：令和8年11月9日（月） 14：00～（予定30分）

2 訪問先：愛知県社会保険労務士会

名古屋市熱田区三本松町3番1号 社会保険労務士会館1階

3 要請内容

要請文書を労働局長より会長に手交し、以下の取組に係る周知等の協力要請を依頼

- ・ 長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組
- ・ 建設の事業、自動車運転の業務に対する取引慣行上の課題への取組
- ・ 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の遵守
- ・ 各企業での長時間労働の削減の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない「しわ寄せ」を生じさせないような取引上の配慮

【愛知労働局長訪問による働き方の見直しに向けた取組に係る協力要請の取材要領】

1 日時及び集合場所

- (1) 日 時 令和8年11月9日（月） 午後1時45分（※集合時間）
- (2) 集合場所 名古屋市熱田区三本松町3番1号 社会保険労務士会館1階ロビー
◎名鉄「神宮前」駅から徒歩5分、「熱田税務署」北

2 取材スケジュール、取材場所等

- ・ 14:05～ 要請開始（取材・撮影開始）
愛知県社会保険労務士会「特別会議室」（※取材場所）
労働局長からの趣旨説明、会長への要請文書の手交等
- ・ 14:15～ 要請終了（取材・撮影終了）して、その後会長と局長の意見交換
- ・ 14:30～ 意見交換終了後、報道機関質問対応

3 取材、写真・カメラ撮影等について（※注意事項）

取材場所において、協力要請開始から終了（要請文書の手交等を含み、14時5分から10分程予定）まで、写真・カメラ撮影可能とし、担当職員が撮影可能・撮影終了のご案内をいたします。

なお、取材場所以外の事務室では通常の業務が行われていますので、業務に支障が生じないように、取材場所・取材可能時間以外での取材・撮影は御遠慮下さい。

また、取材場所及びそこに至る通路以外には立ち入らないで下さい。

携帯電話等の機器については、音が出ない設定をお願いします。

4 取材申込について

取材を希望される場合は、お手数ですが、11月6日（金）正午までに、下記5の担当者宛てに、電話若しくはメールにて、ご連絡ください。

連絡の際には、報道機関名、取材者数、連絡先（所属部署、取材者氏名、電話番号）を教えてください。

5 担当者

労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官 牧野陽子

メールアドレス makino-youko.hp3@mhlw.go.jp 電話番号 (052) 972-0253